

张锐

号（平成元年十二月一日発行）
脳死問題については本誌創刊
でもとりあげましたが、再度考
えてみたいと思います。
脳死は人の死ではありません

平成九年に成立した臓器移植法では、宗教界や法曹界からの強い批判と抗議を受けて、事前に文書をもって臓器提供の意思表示を行つた人に限つて脳死を認め、かつ家族の同意のある場合のみ臓器摘出ができるとされています。脳死の判定基準も「脳死に関する研究班」がまとめた厳格な判定基準を適用することです。

発行所 大阪市史跡 龍溪禅師墓所

靈龜山 九島禪院

〒550-0022 大阪市西区本田3

發行人 住職 奥田 啓知(智證) 06-6583-2725

脳死と仏教（二）

臓器移植法改訂を控えて

仏教では、仏法（仏教の教義）という彼岸原理にたって考えて、なければなりません。それは、貪欲（どんよく）になるなどということです。臓器移植しか助かる道のない患者さんやご家族には、無慈悲な言い方かもしれないが、せんが新鮮な臓器を移植してほしいと願うのは、本質的には貪欲なのです。

前回の高知県で脳死判定が行われた際、病院に中継車が横付けされライトが照射され、衆人の環視のもとに、自分の死や家族の死が待たれている報道に眉を

脳が十分な働きをしなくなつた
だけのことです。かりに脳が死んで
だとしても、人間は生きてい
ます。脳死の母親から赤ん坊が
生まれたとの報告さえあるので
す。無脳症（生まれつき脳のな
い子）の子は、人間ではないの
でしょうか。臓器移植には新鮮
な臓器が必要だからといふ理由
で、脳死患者を死んだことにし
て殺しても、殺人罪には問われ
ないようになつたのが、臓器移植
法なのです。

臓器移植法が成立している現状を認めるとして、来年の同法の見直しには、臓器提供者の家族にたいする心のケアやプライバシーの保護などを含め、提供者の善意の意思が十分に生かされるよう論議をつくしてもらいたい。「一人の死」の上に「他者の生」があるという峻厳な事実を忘れないためにも。

ひそめたのは私のみではないと思ひます。まるで、死にかかるつている死体の上空で、その死を待つハゲタカが舞つているよう映つてなりませんでした。

自分が、家族が生き残るために、脳死を死と誤魔化して、その人を殺してまで生き残ろうとする。これを貪欲といつて何といえるのでしょうか。臓器提供の意思を表示しているとはいえるが、まさに死にかかっている脳死者が、その意思を持続していくか確認できるすべはないのです。



